

研究倫理・研究費運用 ハンドブック

－信頼される研究機関を目指して－

平成29年1月1日

公益財団法人
環境科学技術研究所

目 次

1.	環境研のみなさんへ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	環境研の職員の責務を再確認しましょう	2
3.	環境研の責任体制を確認しましょう・・・・・・・・	3
4.	誠実・公正な研究活動を心がけましょう（研究行為）	4
5.	誠実・公正な研究活動を心がけましょう（研究費）	5
6.	科研費の仕組みやルールを正しく理解しましょう・・・・・・・・	6
7.	環境研で取り扱う研究費の特徴を理解しましょう・・・・・・・・	7
8.	不正な研究活動が発覚した場合は、不正調査委員会が対応にあたります.....	8

1. 環境研のみなさんへ

研究倫理・研究費運用ハンドブックの作成にあたって

環境科学技術研究所（以下、「環境研」）は、国の大型再処理施設放射能影響調査交付金を活用した排出放射性物質影響調査や科学研究費補助金等の競争的資金による調査研究等を行っており、当然ながら公正な研究活動、適正な研究費の使用・管理が求められています。

これらを実現するために、環境研は、研究不正（捏造、改ざん、盗用等）及び研究費の不正使用等の不正行為の防止に向けた不断の取り組みを実行してゆきます。今回その一環として、本ハンドブックを作成いたしました。本ハンドブックは、研究を進めるにあたっての基本的なルールや研究費の管理・運用及び環境研の管理体制などを示したものです。

環境研の職員は、科学研究の自律性が社会からの信頼と付託の上に成り立っていることを自覚するとともに、研究活動が果たす社会的使命を理解し、環境研における研究活動の発展に努めるようお願いします。

日本学術振興会「科学の健全な発展ために ―誠実な科学者の心得―」には、以下のように記載されています。（抜粋）

科学研究と科学のあるべき姿

科学研究は、私たちを取り巻くさまざまな事象に関して、その成り立ちや理由について真理をとらえて解明したいという、知的な好奇心や探究心からもたらされる活動です。科学研究は多くの先人たちの積み重ねによって発展してきました。科学の成果は私たちの社会生活に欠かせないものとなっており、特に近年では、科学が社会に及ぼす影響は極めて大きなものになっています。このことは科学者にとって誇らしいことであると同時に、大きな責任と期待を担っているということを意味しています。

一方、科学研究をめぐるのは、科学の持つ根源的な価値観である「真理の探究」をないがしろにするような事例が残念ながら発生しています。仮にこうした状況が続くようなことがあれば、科学への信頼は傷つき、科学の健全な発展が脅かされることになるでしょう。責任ある科学者は、科学の健全な発展のために、こうした事態に自ら適切に対応していく必要があります。科学研究のあるべき姿や誠実な科学者として身につけておくべき心得についてあらためて認識するとともに、後進の指導においても十分留意することが大切です。

最高管理責任者

理事長 小野 哲也

2. 環境研の職員の責務を再確認しましょう

環境研の設立目的は、「放射性物質及び放射線の環境への影響等の環境安全に関する調査研究、技術・情報の提供等を行い、原子力と環境のかかわりについての理解の増進を図るとともに、原子力関連分野の人材育成を支援することにより、我が国の原子力開発利用の円滑な発展に寄与することを目的とする。」としており、この目的を達成するため、当所の全構成員がそれぞれの役割を自覚し、自らの使命を果たすことが必要です。その使命遂行にあたっては、以下のような責務を負っていることを、再確認してください。

- 環境研の全ての職員等（以下、職員等）は、高い倫理性を保持し、研究費を適正に使用するとともに、研究活動上の不正行為を行ってはならない。
- 研究活動に従事する職員（以下、研究者）は、研究の立案、計画及び研究成果に関し、記録・保存しなければならない。
- 研究者は、研究の実施及び研究費の執行にあたっては、当該研究の実施責任者の指示に従わなければならない。
- 職員等は、総括管理責任者やコンプライアンス推進責任者が実施する研究活動上の不正行為の防止に関する教育・研修に参加しなければならない。
- 職員等は、環境研における「研究活動の不正行為の防止及び対応に関する規程」（28達第20号。以下、不正防止規程）に定める研究不正に関する調査に協力しなければならない。
- 環境研では、不正防止規程のほか「環境科学技術研究所不正防止計画」を定めており、これを遵守しなければならない。

補足

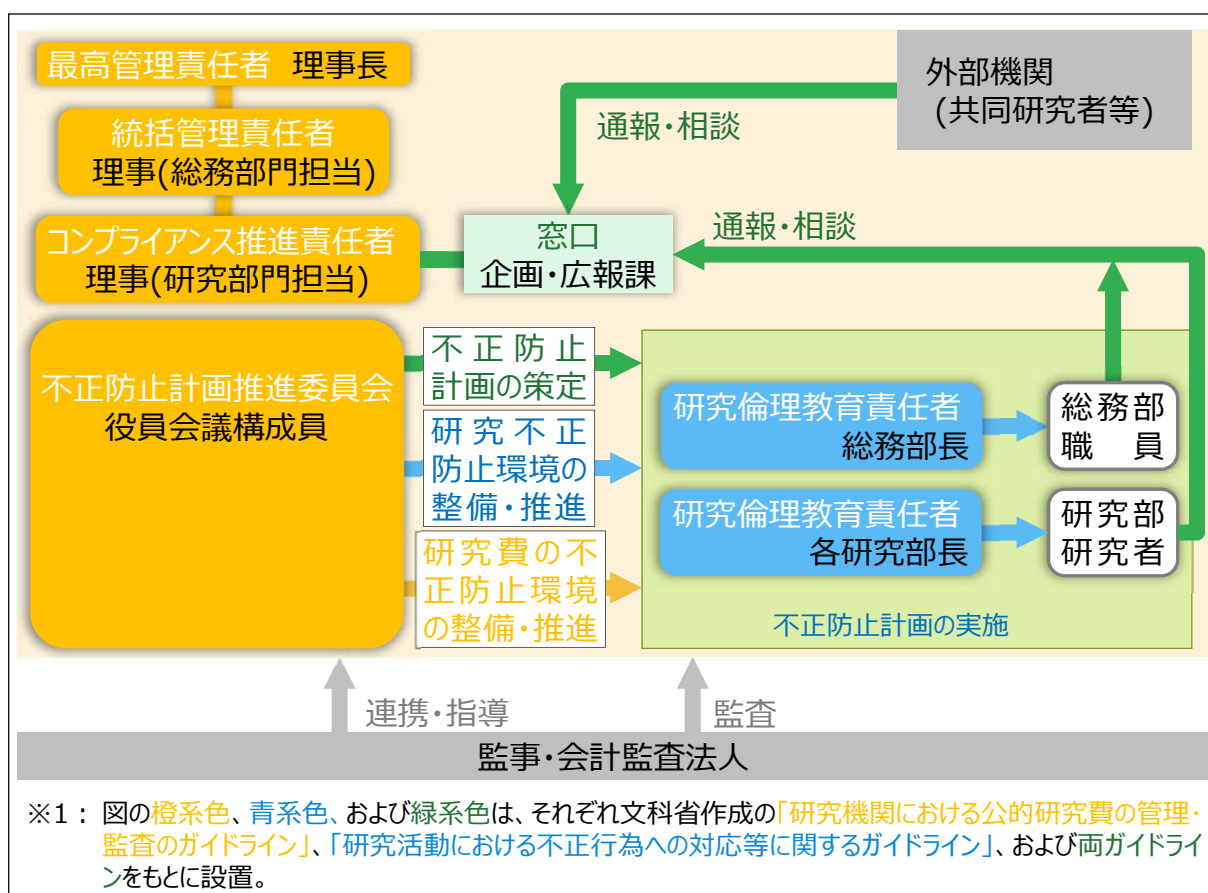
研究活動の不正行為に関連する規程として、環境科学技術研究所では以下の規程が定められています。

「研究活動の不正行為の防止及び対応に関する規程」	28達第20号
「環境科学技術研究所科学研究費補助金等取扱規則」	27達第9号
「環境科学技術研究所内部通報等取扱規程」	29達第9号

3. 環境研の責任体制を確認しましょう

環境研では、研究（費）の公正な執行・管理を担保するため、その責任体制を体系化し、環境研が担う責任を明確化しています。

環境研の責任体制※1



責任者の役割

最高管理責任者	環境研全体を統括し、全ての責任と権限を持つ最終責任者。
統括管理責任者	最高管理責任者を補佐し、組織横断的に体制を統括する実質的な責任者。基本方針を策定し、その実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に報告する。
コンプライアンス推進責任者	統括管理責任者の基本方針に基づき、不正防止計画を策定するとともに、その実施状況を管理・監督する責任者。 1) 不正防止計画の運用状況の監視、及び統括管理責任者への報告。 2) 研究活動に関わるコンプライアンス教育の実施、受講状況の管理・監督。 3) 研究費の使用・管理の監視と指導。
研究倫理教育責任者	所属する研究者及び研究支援者等、広く研究活動に携わる者を対象に、研究倫理に関する規範意識の向上、及びその知識の定着、更新を図るための教育・指導を行う責任者。

4. 誠実・公正な研究活動を心がけましょう（研究行為）

研究活動とは、「万物の理（ことわり）を解き明かしたい」という、知的探究心からもたらされる崇高な行為です。研究活動により得られた知見は、社会に対し、これまで大きな貢献と発展に寄与してきました。

研究者は、このような活動に携わることを誇りに持つだけでなく、この活動が社会からの信頼と付託により成り立っていることを十分に自覚し、誠実・公正な研究活動を心がけてください。

研究活動における不正行為

研究活動における不正行為とは、研究倫理に背き、研究の本質と価値を歪めることで社会からの信頼を損なう禁じられた行為です。

- 不正行為には、不正の重大性により「特定不正行為」と「不適切な行為」があります。

特定不正行為	捏 造	存在しないデータ、研究結果などを作成すること。
	改 ざ ん	資料の内容、機器の設定値などを変異させることにより、得られたデータ、結果などを真正でないものに加工すること。
	盗 用	他人の発案、方法、結果、及び論文の内容を当該者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。
不適切な行為	● 環境研の利益と相反する行為 ● 被験者等への合意手続の欠落、守秘義務違反 ● 不適切なオーサiership（共著者の合意手続の省略など） ● 二重投稿（掲載） など	

公正な研究活動を行うため、研究員に取り組んでいただきたいこと

- 実現可能な目標を立案し、綿密な研究計画を作成しましょう。
- 研究の過程や結果は記録し、いつでも確認できるように保存しておきましょう。
 - ➡ 説明責任を求められる場合の有力な資料となります。
- 関係者と相談できる開放的な環境を築きましょう。
 - ➡ 研究上の問題は一人で悩まず、周りの関係者と話し合いましょう。他者からの客観的な見解・アドバイスは、時に問題を解決する大きな糸口になります。
 - ➡ 上司および管理者にあたる者は、研究を管理する義務があります。研究者の活動を常に確認し、相談に応じやすい姿勢を持ちましょう。
 - ➡ グループミーティングなどを定期的に行い、研究者の間で話し合う機会を設けましょう。

5. 誠実・公正な研究活動を心がけましょう（研究費）

研究活動を行うには、多大な研究費、すなわち「費用」が必要です。研究費は社会の信頼・付託を前提に、国民の税金あるいはそれに準じるもので賄われています。

従って、研究活動には、研究の成果の公表だけでなく、その過程についてもすべて開示できるよう、透明性の高い活動を心がけましょう。

研究活動における研究費の不正使用

実態を伴わない虚偽の申請や報告、資料の提出によって不正に研究費を支出させる会計上の行為は、「研究費の不正使用」にあたり、社会的信用を回復困難なまでに失墜させ、今後の活動に大きな支障をきたす禁じられた行為です。

「研究費の不正使用」も特定不正行為に該当します。

架空取引	預 け 金	架空あるいは虚偽の発注により、研究費の消化を装い、業者等に預け金として管理させること。 また、業者等に預けた研究費を、別の目的や研究費の不足時に充当すること。
不正請求	出張旅費の不正請求	実態のない、あるいはかけ離れた旅程で出張申請を行うこと。
	給与・謝金等の不正請求	研究協力者あるいは会議等で支払う給与や謝金等について、実績とは乖離した虚偽の報告により、請求すること。
不適切な使用	年度末の集中的な発注（発注時期の偏り） 意図的な分割発注	

研究費の適正な使用を行うため、研究者に取り組んでいただきたいこと

- 研究費は使用状況を確認しながら計画的に使用しましょう。
- 使用する研究費（財源）の特徴をあらかじめ理解しておきましょう。
 - ➡ 科学研究費補助金（科研費）では、やむを得ない理由・状況等が確認できれば、予算の繰越しが可能です（詳しくは次章を参照ください）。
- 研究費の使用で困った場合は、経理担当者など事務職員に相談しましょう。
 - ➡ 経理的な観点からの的確な改善策あるいは対案が得られることがあります。
- 業者等との接触は、必要最低限、節度のある範囲にとどめ、打ち合わせ等はオープンなスペースあるいは複数人の立会いのもとで行いましょう。

6. 科研費の仕組みやルールを正しく理解しましょう

科学研究費補助金（科研費）は、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」を研究者の自由な発想に基づき、格段に発展させることを目的とする競争的研究資金であり、ピア・レビューによる審査を経て、独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものです。

科研費に応募する研究者は、この制度を有効に活用できるよう、その仕組みや規則を正しく理解しましょう。

科研費パンフレット

科研費ハンドブック

科研費の概要、応募・審査・科研費の使用方法などの解説

環境科学技術研究所

科学研究費補助金等取扱規則

科学研究費補助金等を活用した研究を実施するために定められた環境研の規則

科研費の活用方法

- 科研費は、研究者個人の意思で応募し、採択されたときは申請者に交付されますが、その科研費は、国民の税金等から賄われているため管理については、「研究者個人」ではなく、「研究機関」（環境研）が行います。
- 科研費は、他の委託研究等の研究費とは一部異なり、研究の進展にあわせた柔軟な運用が可能です。

運用方法	変更の理由	運用方法・対応	研究費の運用方法の一例 (予定額を毎年1,000万円とした場合)
前倒し 使用	研究が当初の予定以上に進展したため、次年度以降の計画を前倒して研究を進めたい場合	研究を前倒して進めるときは、研究機関（環境研）が肩代わりをし、交付されたときにその使用分を補填することとなります。	前倒し (200万円) 当該年度: 1,000万円 → 800万円 次年度: 1,000万円 → 1,200万円
次年度 使用 (繰越)	研究の過程で生じた問題や新たな優先事項の発生により、 ・計画を見直す必要がある場合 ・研究の遂行が困難となった場合	繰り越し手続きにより、その繰越がやむを得ない理由と認められれば、翌年度への繰越が可能。 ・次年度への繰越	返納 (200万円) 再配分 (200万円) 繰越 (200万円) 国庫 当該年度: 1,000万円 → 600万円 (未使用分 400万円) 次年度: 1,000万円 → 1,400万円

7. 環境研で扱う研究費の特徴を理解しましょう

- 環境研で扱う研究費は、公的資金です。これらは主に
 - 委託費
 - 交付金、補助金（競争的資金）
 - その他
- 研究費の種類により、守るべきルールや運用の方法が異なる場合があります。研究費の特徴をよく理解し、適切な使用・管理を心がけましょう。

研究費の特徴

研究費の種類	事業名の例	所管機関
委託費（交付金）	大型再処理施設放射能影響調査交付金事業	青森県
競争的資金	科学研究費助成事業（科研費）	文部科学省
	放射性物質測定調査委託費事業（その他の競争的資金）	JAEA

経費の分類

直接経費	研究に直接必要な経費で、実際に研究を推進する部門または研究者が使用する経費
間接経費	直接経費に対して、一定の比率で充当され、研究の実施に伴う研究機関の管理、事務等に必要経費。（配分を受ける機関が使用できる経費）

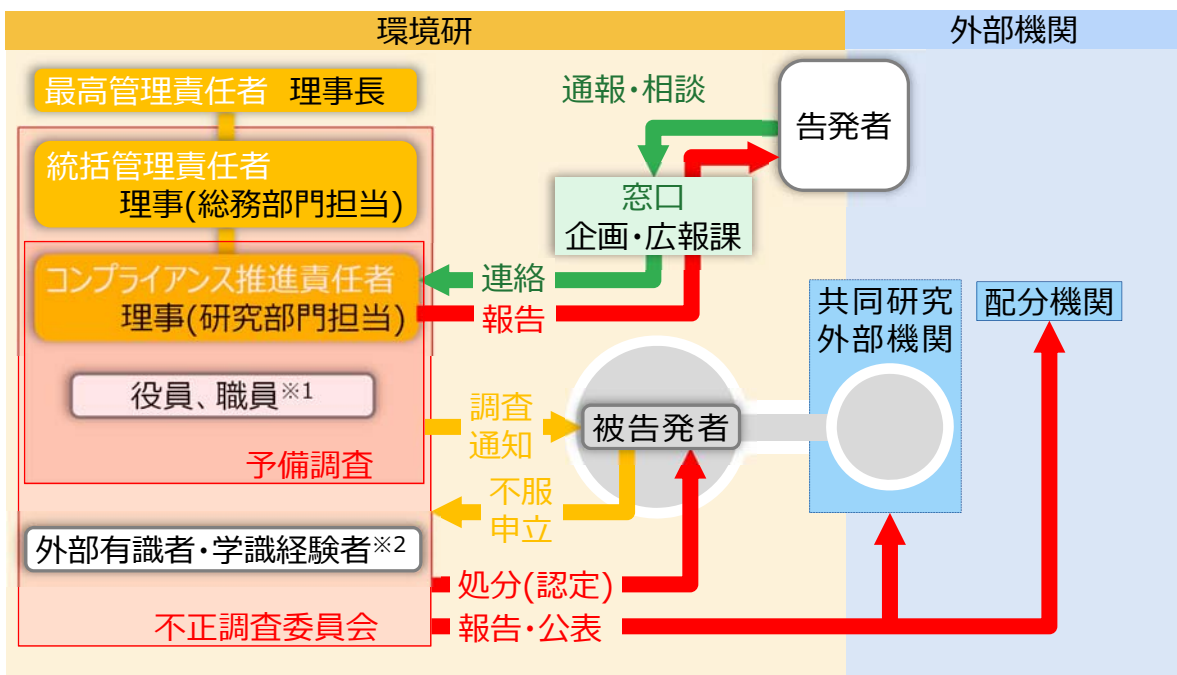
8. 不正な研究活動が発覚した場合は、不正調査委員会が対応にあたります

- 窓口への通報・相談があった場合、あるいは不正防止計画推進委員会の調査等を受けて実施する予備調査により不正な研究活動（不正行為、研究費の不正使用）が行われた疑いがあると判断された場合は、不正調査委員会が設置され本調査を行います。
 - 当事者およびその関係者は、不正調査委員会の要求に応じ、説明責任を果たさなければなりません。
 - ➔ 聴取・現場調査等への対応
 - ➔ 説明の根拠となる資料（データ、納品書等）の提出
- 調査結果を踏まえ審議が行われます。もし不正な研究活動が認定された場合は、その深刻度に応じて以下の処分が下される場合があります。

- 環境研の就業規則に基づく処分
- 委託・配分機関からの処分（資金の返還・凍結、申請資格のはく奪）
- 刑事告発

- ➔ 審議の結果に承諾しかねる場合は、不服申立により、再調査を要求できます。
- ➔ 上記の責任は、研究者個人だけでなく、その上司あるいは研究機関にも及ぶ場合があります（**善管注意義務違反**：研究の管理を負う立場のものが責任を全うしないこと）。

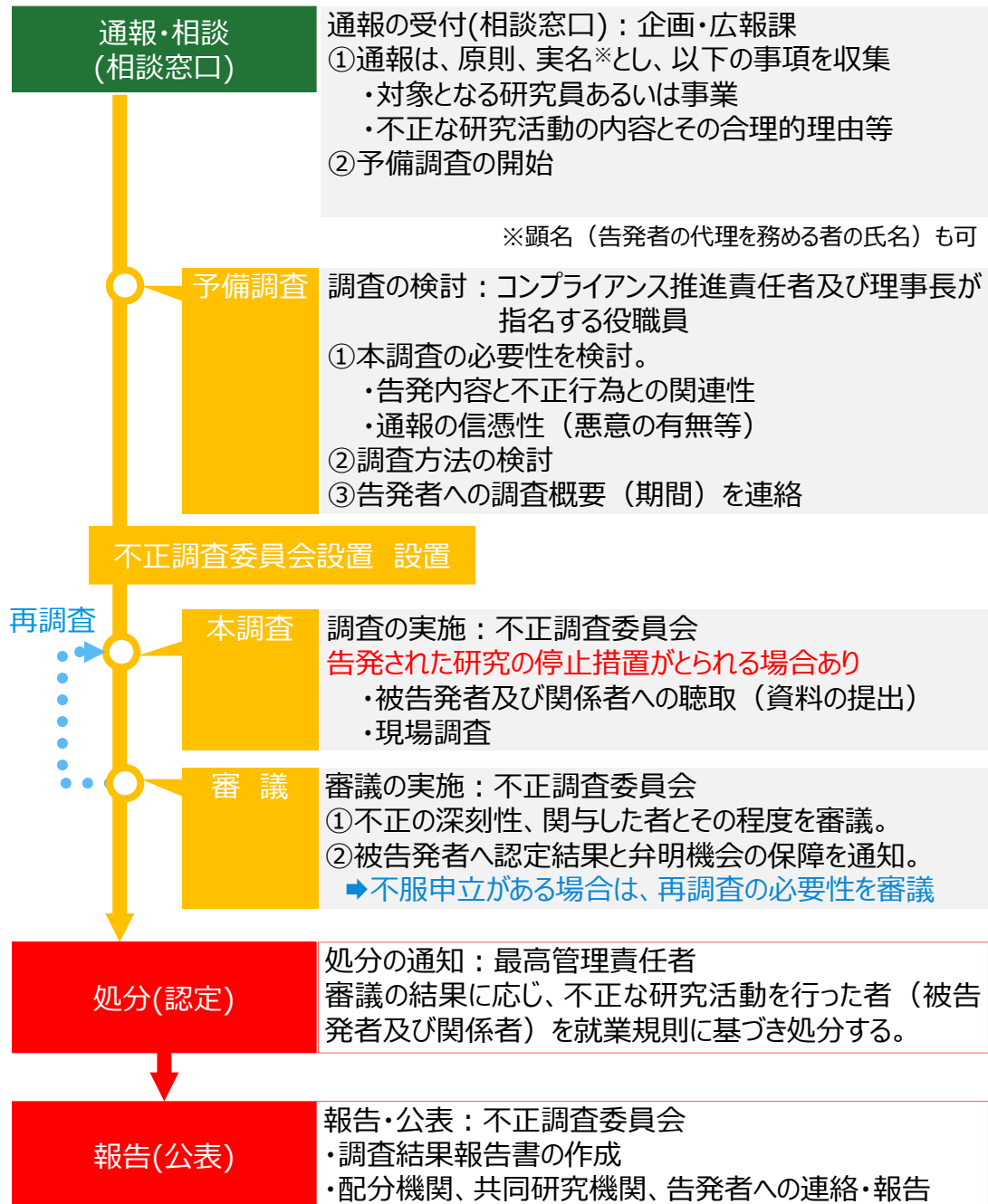
不正な研究活動に対応するための運営・管理体制



※1：予備調査は、理事長が指名する役員、職員が行う。不正な研究活動の通報・相談の被対象者となる役員、職員は構成員から除外。また、不正調査委員会では構成員とはならない。

※2：予備調査で、不正行為等が行われた疑いがあると判断した場合、規程に定められた要件を満たす外部有識者・学識経験者を理事長が指名する。

不正な研究活動への対応（通報から処分までの流れ）



■ 告発者の取扱いについて

- 告発者は、**実名（代理でも可）**が原則ですが、匿名の場合でも告発内容の確度により、同様の取扱いをすることがあります（告発者への報告は行いません）。
- 告発者は保護され、その機密は保障されます。
- 告発が信憑性に乏しいもの、あるいは悪意に基づくものである認定された場合は、処分を受ける場合があります。

公益財団法人 環境科学技術研究所では、

- 研究費の使用に当たっては、研究費が公金であることを認識し、また、公益財団としての社会的使命感を持つとともに、高い倫理観を持って、研究活動を行うことが要請されているとの認識を徹底します。
- 業務の公共性を踏まえ、法令等が求めているところを確認するとともに、執行に当たっては、その法令等を遵守し、研究を進めます。
- 研究活動において、不正行為（捏造、改ざん、盗用等）は行いません。
- 研究費の執行に当たっては、その使用目的に基づき、研究費の私的流用はもちろんのこと目的外の流用等を行いません。
- 研究所における事務手続のルール等を守り、研究費の適格、適切な執行を図ります。

環境研における研究上の不正防止等に関する通報・相談について
(相談窓口)

担 当：企画・広報課
電 話：0175-71-1240
Eメール：soudan@ies.or.jp

お知らせいただきたい要件

- ①氏名（本人／代理人）
- ②対象となる事業と職員名
- ③不正の内容、その理由について

- 告発者は、実名（代理にも可）が原則ですが、匿名の場合でも告発内容の確度により、同様に取扱うことが有ります（連絡・報告は行いません）。
- 告発者は保護され、その機密は保障されます。
- 告発に信憑性がないもの、あるいは悪意に基づくものである認定された場合は、同様の処分を講ずる場合があります。

公益財団法人
環境科学技術研究所

〒039-3212
青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字家ノ前1-7
電話:0175-71-1200 FAX:0175-72-3690
ホームページ <http://www.ies.or.jp/>